別表第十

を

次

 \mathcal{O}

う に改

8

別表第十一(第十四条の三、第十四条の四関係) 報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5, 700
2	11, 400
3	17, 100
4	22, 800

別表第十(第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係) 会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を 行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年 度任用職員の職務を行うもの
号 給	月額	月額
	円	円
1	152, 965	191, 664
2	154, 083	
3	155, 200	
4	156, 317	
5	157, 333	
6	158, 755	199, 993
7	160, 075	201, 516
8	161, 396	203, 040
9	162, 615	204, 360
10	164, 138	205, 681
11	165, 662	206, 900
12	167, 287	208, 220
13	168, 506	209, 540
14	170, 029	210, 861
15	171, 553	212, 181
16	173, 076	213, 502
17	174, 397	214, 619
18	177, 139	215, 939
19	179, 780	217, 260
20	182, 421	218, 580
21	185, 062	219, 698
22	186, 789	220, 815
23	188, 414	221, 831
24	190, 140	222, 948
25	191, 664	224, 065

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員給与規程の 一部を改正 す る規程を次 \mathcal{O} ように定 8

令和二年三月三十一日

埼 玉 県 公 営 企 業管 理 者 立 Ш 吉

朗

埼 玉 企 業職員給与 \mathcal{O} 部を改正 する 規程

玉県企 業職員給与規程 (昭 和 兀 一年埼玉県公営企業管理規程第五号) \mathcal{O}

を次 \mathcal{O} ように改正する。

別表第十を次 のように改める

この規程は、令和二年四月一日から施行する。(施行期日) 附 則